

# 第5回総会 議事録

開催日時 令和2年11月30日(月曜日) 午後1時30分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

## (農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ
19番 青木 正廣			

## (農業委員の欠席者)

13番 服部 雅基 15番 船越 康博

## (農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博

## (出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 書記 安部 裕介

## 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第4号 非農地証明願について

## 議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 農地改良届出について
- 報告第6号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

## その他

- 令和2年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について

開会開始時間 午後1時30分

## 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第5回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、6番 栗本 委員 と 14番 川瀬委員をご指名いたします。  
よろしく願いいたします。

なお、13番 服部委員、15番 船越委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

## 議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、議案2件まとめて、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（次長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請審議について」の整理番号6番、7番、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」の整理番号5番、6番につきましては、後ほど、議案第2号の方で、まとめての説明とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

### 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、8件、8筆です。

## 議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積895㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、耕作ができないため、買い手をさがしていたところ、農地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

担当の船越委員は本日欠席ということを知っておりますが、委員さんからは、この件については問題ないということでご報告しております。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、後継者の部分贈与による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積1,746㎡です。

申請地のみが譲渡人名義であるため、今回譲受人に譲渡し、農地をすべて譲受人名義にするため、譲受人と譲渡人の間で話がまとまったため、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 矢野委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 矢野 委員。

10番 矢野委員

後継者の部分贈与による申請で、農地法3条第2項各号には何も該当しないので、よろしくお願いたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号3番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番は、すでに分家独立している者への譲渡による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積2,982㎡です。

譲渡人は、農地を所有しており、義理の息子が耕作をしていたが、娘である譲受人に譲渡するため、譲受人との間で譲渡の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 高井 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 高井 委員。

### 18番 高井委員

大林の高井でございます。何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。続いて事務局は、整理番号4番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番は、耕作不便、低産地のためによる所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積89㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、申請地は機械が入れる道に面しておらず、農地の維持管理を十分に行えない。そのため、買い手をさがしていたところ、広い道から機械を入れることのできる隣地を所有する譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 谷崎 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎 委員。

### 9番 谷崎委員

譲渡人の耕作面積がこれ、非常に少なく、耕作不便ということで、隣接の譲受人の方に話をしてもうりましたが、全然問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

事務局は、整理番号5番の審議内容を説明してください。

### 事務局 (次長)

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番は、あっせんによる所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積5,526㎡です。

この案件につきましては、10月の総会であっせんについて小松委員と徳山委員に斡旋委員になっていただきましてお願いをしていた案件で、地元農業者などに働きかけを行い、売買が成立した案件です。このあっせんにより、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

担当の服部さんは欠席ということを知っていますが、内容については問題ないということを知っています。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号5番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号5番については、原案どおり可決と認めます。

なお、先ほど事務局からも申しましたが、整理番号6番、整理番号7番については、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請審議」の案件の方で、まとめて説明させていただきます。

続いて事務局は、整理番号8番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号8番は、あっせんによる所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積1,078㎡です。

この案件につきましては、6月の総会であっせんについて谷崎委員と湯浅前委員に斡旋委員になっていただきましてお願いをしていた案件で、地元農業者などに働きかけを行い、売買が成立した案件です。このあっせんにより、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎 委員。

## 9番 谷崎 委員

譲受人は近くに水田があり、好都合ということで、あっせんができました。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号8番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号8番については、原案どおり可決と認めます。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

### 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、6 件、 7 筆です。

## 事務局（局長）

それでは、整理番号1番について説明いたします。

転用目的は、駐車場でございます。

譲受人は、申請地に隣接する土地建物には両親が生活していますが駐車スペースが1台しかなく、帰省した時には駐車場がないので、道路や近所の敷地に置いている状況です。近い将来地元に戻る計画があります。そのときには駐車場が必要になってくるので、申請地所有者に、駐車場として利用するので譲っていただけないかお願いしたところ、承諾を得られたことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地で、農振除外済みでございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

また、〇〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接する土地には北西側は自宅、南西側は市道、南東側は水路、北東側は民地となっているため、申請地は現況を一部整地するだけで利用でき、周囲の土地に対して迷惑をかけることはないものと思われま

す。以上のことから、整理番号1番については許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員。

### 6番 栗本委員

栗本です。

三角地になっておいて、家庭菜園を営んでいるような土地で、周りに農地がございませんので影響ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

続いて、事務局は整理番号2番、整理番号3番について、説明をお願いします。

### 事務局（局長）

整理番号2番、3番について説明いたします。

転用目的は、農家の世帯分離（居宅）でございます。

使用借人は、現在アパートに家族3人で居住していますが、近い将来子供が大きくなると別に部屋が必要となり、アパートでは手狭になってきます。

そこで、使用貸人である使用借人の父の所有地は経済性にも利便性にも優れており、使用借人と使用貸人の両者において、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび5条許可申請が提出されました。



申請地は、市街化調整区域で農業振興地域外の農地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。〇〇銀行〇〇〇支店の融資証明書が添付されております。

また、〇〇〇土地改良区に問い合わせたところ、整理番号2番についてのみが該当地であるとのこと、〇〇〇土地改良区からの意見書が添付されております。

また、排水同意書についても添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、現在は、申請地北西にある水路の水が、申請地に流れ込むようになっており、自然浸透にて水が捌けています。そこで、申請地西側に水路を設け、南側市道の側溝に流れるようにし、また、南側市道以外はコンクリート擁壁を新設し、良質の山土を盛り土して整地いたします。

さらに、造成土の落下流出を防止して、隣接の土地作物等に被害を及ぼさないように万全を期するものであります。取水についてですが、南側市道内の給水本管より分岐し引き込み、また、排水については、浄化槽を経由し、南側水路に排出することとなっており、付近の土地に対して被害はないものと思われます。

以上のことから、整理番号2番、3番については許可やむを得ないと考えます。また本日欠席の、服部委員より、問題ないということをお伺っております。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

続いて、事務局は整理番号4番について、説明をお願いします。

## 事務局（局長）

整理番号4番について説明いたします。

転用目的は、資材置場でございます。

譲受人は、長年大工仕事をしてきて、現在利用している資材置場も事務所近くで、管理ができています。

自宅近くでほかの資材置き場を探していたところ、県道と市道に接した土地で、水路にも囲まれていて、水はけもよく資材置き場として最適であることもあり、位置的には事務所より1キロほど離れた場所にはありますが、申請地の近くが里でもあり、位置的には管理がしやすいことと、このたび譲渡人が耕作ができなくなったことに伴い、申請地を所有している譲渡人との間で話がまとまったため、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で、農振除外済みでございます。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

また、〇〇〇土地改良区の意見書、橋梁架設に対する同意書が添付されております。なお、〇〇銀行〇〇〇支店の残高証明書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、西側は市道、北側は県道に囲まれており、東側、南側が農地で日照等に影響はなく、また山土にて盛り土を行いますが、雨水排水については、付近の土地に対して被害はないものと思われまます。

以上のことから、整理番号4番については許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員。

### 6番 栗本委員

栗本です。

周りが県道等に囲まれ、農地も少なく、別に問題がない場所だと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、議案第1号の整理番号6番、7番、及び議案第2号の整理番号5番、6番について、審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

申請内容が同じでございますので、議案第1号の整理番号6番 ○○町字○○○○○○-○、整理番号7番 ○○町字○○○○○○番地（議案第2号については整理番号5番、6番）、以上2件、まとめての説明とさせていただきます。

転用目的は、営農型太陽光発電施設でございます。

議案第1号につきましては、整理番号6番及び7番で、田2筆、合計面積2,682㎡、以上2件が営農型太陽光発電設備の設置のため、3年間の区分地上権を設定するものです。

区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利です。今回の場合は、工作物が、太陽光発電設備のパネル部分ということになります。

営農型太陽光発電とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、太陽光発電設備を設置し、その下部では営農を継続するという形でございます。詳しくは、5条の一時転用の際にご説明いたしますが、農地所有者の方が、営農型太陽光発電設備の設置者と異なる場合は、5条許可申請と同時に3条を申請し、区分地上権を設定する必要があることから、今回の申請となりました。

この区分地上権の設定の許可基準は、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はなく、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

この2つのうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますので、後ほどご説明いたします。

なお、3条は農業委員会会長の許可で、5条は県知事の許可となりますので、この3条の許可は5条の許可が県から下りるのを待って、同時に許可するようになります。

議案第1号については以上です。

続きまして、議案第2号の整理番号5番、整理番号6番について、まとめてご説明いたします。

転用目的は、営農型太陽光発電設備の支柱部分に係る一時転用で、期間は3年間でございます。

小松島市では、昨年数回申請が出てきておりますが、今年度については2回目の営農型太陽光発電設備の許可申請となりますので、再度、許可基準の概要についてご説明いたします。

営農型太陽光発電の設備を設置する場合の許可基準といたしまして、通常の立地基準や一般基準のほか、いくつか条件がございます。

支柱は簡易で容易に撤去できる構造とし、申請に係る面積が必要最小限であり、下部の農地面積における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等から農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められていること、支柱を含め発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められることなどです。

また、許可を受けた者は、毎年2月末日までに、農作物の状況を報告することになっており、この報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けることとされております。営農が適切に行われな場合、発電事業が廃止される場合等には、営農型太陽光発電設備の撤去を指導するようになります。

なお、営農の適切な継続が認められる場合は、再度一時転用許可申請を行うことが可能となっております。

具体的な内容の説明に移ります。

賃借人は、太陽光発電システムを設置し、系列会社の所有者がドクダミ栽培を行おうということでこのたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、整理番号5番及び6番は田2筆で、整理番号5番は1, 978㎡のうち5.728㎡、整理番号6番は704㎡のうち0.495㎡の転用となります。

こちらは、市街化調整区域の農用地区域内にある農地であるため、市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求め、支障ないとの回答を得ております。また、農地区分は、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であるため、第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は、基準等を満たす場合には、第1種農地での設置が可能となっております。

転用を行うために必要な資力については、太陽光発電設備の撤去費用も含めて確認する必要がありますが、撤去費用も含めた金額の〇〇銀行〇〇営業部、〇〇銀行〇〇営業部の残高証明書が添付されており、資金調達の見込みがあり、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

先ほどの3条許可の際にも触れましたが、転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

なお、〇〇〇土地改良区からの意見書、小松島市〇〇土地改良区の意見書が添付されております。また、改良区からの意見書に対する誓約書も添付されております。

それから、先ほどの3条許可の際に後ほどご説明しますとお伝えしましたが、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成等はしないため、問題はないものと思われま。また、万が一、被害が生じた場合には、賃借人が責任を持って解決します。

また、営農計画書によると、整理番号5番及び整理番号6番については、作付予定はドクダミで、支柱の高さは、国の示す基準、最低2メートルを満たしており、支柱の間隔も、農業機械が使用できる幅を確保しております。また、太陽光発電設備の下部での単収は、2年目からは地域の平均的な単収の4割以上である307kgを見込み、3年目においては地域の平均的な単収の8割以上である1,230kgを見込んでおり、こちらも国の示す基準である8割以上をクリアしております。加えて、知見を有する者の意見書によると、遮光率も申請地でのドクダミの栽培に問題ないとの意見が出ております。

以上のことから、議案第1号の整理番号6番及び7番、及び議案第2号の整理番号5番、6番については、許可やむを得ないと考えま。

以上です。

## 議長

担当の 高井 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 高井 委員。

## 18番 高井委員

担当の高井でございます。

隣接の農地にも支障はないということで、問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号の整理番号6番及び7番、議案第2号の整理番号5番及び整理番号6番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第1号の整理番号6番及び7番、議案第2号の整理番号5番及び整理番号6番については、原案どおり可決と認めます。

続いて、事務局は整理番号7番について、説明をお願いします。

## 事務局（局長）

整理番号7番について説明いたします。

転用目的は、駐車場でございます。

譲受人は、会社を経営していますが、事業を拡大し、従業員の数も次第に増え、さらに来訪者の車も必要であることから、駐車場用地を探していたところ、譲渡人との話がまとまったため、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で、農業振興地域外の農地でございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。また、〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されております。

また、申請地については、土地改良区との関係がないため、土地改良区の意見書は添付せず、本件に関して何か問題が発生した場合は譲受人が責任を持って対処する旨の、上申書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土地造成については行わず、整地のみを行います。また、申請地の東方、北方に境界コンクリートを設置し、西側は市道、南側は譲受人の会社の工場敷地であるため、付近の土地に対して被害を及ぼすことはないものと思われま

以上のことから、整理番号7番については許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の 森 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17番 森 委員。

17番 森 委員

特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号7番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号7番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号、議案第2号を終了いたします。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

### 議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 17 件、 46 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合することであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

## 議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第3号を可決いたします。

続いて、議案第4号「非農地証明願について」、整理番号1番、整理番号2番について、事務局より、説明をお願いいたします。

## 事務局（次長）

それでは、議案書の 9 ページをお開きください。

### 議案第4号「非農地証明願について」

申請総数は、 2 件、 3 筆です。

少し説明の方をさせていただきます。令和2年2月の総会でも説明させていただきましたが、非農地証明は、前年度までは局長の専決処分により非農地証明の交付を行ってまいりましたが、近年は山林化など、複雑な案件が増加しているため、非農地としての判断は慎重に行うべきであるということで、今年度からは専決処分ではなく、総会に議案としてお諮りすることにいたしました。

それでは、整理番号1番、2番についてまとめて説明させていただきます。

昭和49年国土地理院の地図、そして現地確認の結果、園庭として使用しておりました。

整理番号1番、2番については、隣接地である〇〇幼稚園の園庭として利用されておりましたが、現在は、〇〇幼稚園が廃園になったことにより、〇〇学童保育クラブの園庭として利用されています。これらの整理番号1番、2番の案件については、それぞれ農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

以上です。

## 議長

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員。

6番 栗本 委員

担当の栗本です。

〇〇小学校の校庭になっておりますので何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号3番について、審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

引き続き議案書の 9 ページをごらんください。

整理番号3番については、先ほどの議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請審議」の関連案件です。

整理番号3番については、現在の住宅を新築したときに、水路と隣接した敷地になり、進入路及び駐車場として利用しています。建築当初から水路部分が崩れてあいまいな状態であり、このたび申請地東側に分家住宅を建築するために、市と境界を確認し、現況を把握しました。

平成8年4月13日撮影の航空写真では、進入路及び駐車場として使われており、現地確認の結果も同様に進入路及び駐車場として使用されておりました。

整理番号3番の案件については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、担当の服部委員さんは本日欠席しておりますが、内容については問題ないということでお聞きしております。

以上で説明を終わります。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)



## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

報告第3号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第5号 「農地改良届出について」

報告第6号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

## 事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の 10 ページをお開きください。

### 報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で面積287㎡の駐車場用地としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の 11 ページをお開きください。

### 報告第2号『農地法第4条第1項第9号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で697㎡のうち40㎡の農道としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

## 事務局（次長）

議案書の 12 ページをお開きください。

### 報告第3号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数は、2件、2筆です。

整理番号1番は、田1筆の面積965㎡で、車両置場としての売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号2番は、田1筆の面積1,418㎡で、長屋住宅3棟としての売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

### 事務局（次長）

議案書の 13 ページをご覧ください。

### 報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

届出件数は、5件、8筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

### 事務局（次長）

議案書の 14 ページをご覧ください。

### 報告第5号『農地改良届出について』

申出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田1筆 面積508㎡で、このたび70センチほど嵩上げして、かぼちゃ、ミカンの栽培を行う予定でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

### 事務局（次長）

議案書の 15 ページをご覧ください。

### 報告第6号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、1件、1筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、16 ページ以降に詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

## 議長

ただいま、事務局より議案外6件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

質疑なし、と認めます。

よって、議案外について終わります。

続いて、その他「令和2年度後期分小松島農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明があります。

## 事務局（局長）

令和2年度後期分小松島農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農振除外ですが）、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に依頼がきております。

今回の除外申請件数は、8件、16筆でございます。

## 事務局（局長）

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。

この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されておまして、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるとございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回のような意見照会による確認が行われまして、縦覧公告や異議申し立てを経て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。

順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

委員各位におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、12月11日（金）までとさせていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は8名で、整理番号1番、8番は 豊田委員（2件2筆）、整理番号2番は 一柳委員（1件3筆）、整理番号3番は 廣田委員（1件1筆）、整理番号4番は 江崎委員（1件5筆）、整理番号5番は 川瀬 委員（1件3筆）、整理番号6番は 栗本委員（1件1筆）、整理番号7番は 増井委員（1件1筆）であります。担当していただく各委員の皆さまには図面と一緒に農地利用計画変更明細書を机の上に置いてありますので、この用紙に、農業委員会の意見の欄がありますので、こちらの方に周辺農地に問題があるかないか、もし問題がなければ上の方にレ点を入れていただき、もし問題があるようだったら問題があるところにレ点を入れていただき具体的なその理由についてご記入をいただきご回答いただけたらと思います。

説明としては以上でございます。

## 議長

ただいま事務局から説明がありました。

何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしく願いいたします。

以上で、「令和2年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第5回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しく願いいたします。

総会終了 午後 2 時 18 分

議事録署名委員

6番 栗本 謙二

14番 川瀬 益栄